

統計データベースの著作権

1. データベースとは

(1) 著作権法とのかかわり

データベースの著作権は、61年の法改正において著作権法上に規定された。その定義は「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう」(2条1項10号の3)となっている。

データベースについては、現状はこのような建前作りの段階であり、現実に著作権侵害の紛争が生じているという事例は、日本ではまだ表面化していない。

(2) データベース・サービスの概要

データベースは、2つの種類がある。参照データベースとファクト・データベースである。ここでは、後者のうち、統計に関係する数値データベースについて示す。

データベース・サービスは、情報(つまり商品)の流れからみると、生産段階と流通段階に分かれる。生産分野で活動する業者をプロデューサ、流通分野で活動するそれらをディストリビュータという。

プロデューサの役割は、原データの収集、評価、加工、編集、コンピュータ可読型メディア化、などにある。この製品がデータベースとなる。

ディストリビュータの役割は、データベースそれ自体と、その検索用ソフトウェアとをコンピュータに搭載し、これを通信ネットワークによって利用者に提供することである。

2. データベース生産

統計数値データベースにおいては、原データは

印刷メディアを經由して入力される。

これらのデータを、コンピュータ上で、評価、編集、作表する。この結果は印刷メディアで提供されるばあいが多いが、同時にデータベースとしても提供されるようになりつつある。

データには、著作物性はないとされている。ただし、データの集合体としての数値データベースは著作物である、という考え方になる。

3. データベースの流通

(1) データベースの再編集

ディストリビュータは、データベースを流通するにあたり、まず、プロデューサから入手したデータベースを、利用者に便利のように再編集する。再編集とは、原データベースから不要なデータを除去する。二つ以上のデータベースを結合する、など。したがって、ディストリビュータのもつデータベースは二次著作物となる。

もちろん、データベースのなかのデータを定期的に(ばあいによってはリアルタイムで)更新する。これを保守という。

(2) データ通信設備の装備

まず、データベース・サービス用の設備を用意する。これには、ハードウェアとソフトウェアがある。つぎに、このシステムを通信ネットワークに接続する。

この仕掛けを通じて、ディストリビュータは利用者にサービスを行う。サービスは、利用者からの要求によってなされる。つまり、このシステムは双方向システムである。

(3) 著作権上の議論

① 有線送信権

データベースの流通はデータ通信によって行わ

(株)旭リサーチセンター取締役

名 和 小 太 郎

れる。このデータ通信に対しては隣接権は在来の著作権法に定義されていない。

在来の著作権法には、有線放送権があるが、これはデータの流れが一方型であるCATVを対象にしたもので、それが双方向型のデータ通信はなじまない。

この保護の不十分な点をただすために、改正著作権法においては、新しく「有線送信権」が定義されている。これは、そのなかに在来の有線放送権を含むものである。

ただし、その権利は、新しい法律には具体化されていない。したがって現実には、ディストリビュータの権利の保護は、データベースの二次著作権(再編集にかかわる)に頼らざるをえない。

② ダウン・ローディング

最近、パーソナル・コンピュータを端末に利用するばあい一般化してきたが、その機能向上にともない、データベースのダウンロードという利用法が普及してきた。

この方式は、利用者がデータベースのサブファイルを纏めて端末に伝送させ、ここで自己のソフトウェアによって自由に加工を繰り返すものである。

ディストリビュータにとっては、これは、利用者からのアクセス回数を減らし、その売上を減少せしめるものでありうる。

ただし、数値データベースのばあい、利用者の出力から原データベースを追跡することは、実質的に不可能であり、現在では、この方式を契約上、認めるばあいが多。

統計用語の基礎知識シリーズ No.2

1. 郵送調査

郵送調査は、調査票を調査対象に郵送し、調査対象自身に記入・返送してもらう仕組みの調査方法である。しかし、調査票を配布するときは統計調査員を使い、回収時のみ郵送調査方式で行う方法やその逆の方法もある。郵送調査方式で調査を行う場合には、正確な住所録があることが必要である。

2. 審 査

審査とは、調査対象の把握から統計表作成までの過程における各段階の内容を、調査設計者の指示(判定基準)と比較して、それに適合しているか否かを判定し、適合しない内容について補正する

こと、並びにこれによって得られた結果数値の信頼性についての検討を加える一連の行為をいう。

すなわち、いかに綿密な計画を立て、周到な準備の下に調査を行ったとしても、少しも誤りのない完全無欠な調査を行うことはできないし、集計においても同様に何らかの人為的な誤りが入り込むものと考えなくてはならない。

したがって、これらの誤りを除去するための処置が審査であって、統計の真実性、正確性(客観性)は、この審査によって裏付けされるとも言えるのである。限られた標本数で有効な結果数値を得るためには、調査対象から得られる個々のデータの正確性を確保することが必要である。

その意味で調査票を始めとする各段階における審査は、ますます重要性を増してきている。

茨城の水産業

1. はじめに

茨城県の海岸線は延長181kmにおよび、特に、鹿島灘は、親潮と黒潮の交差する豊かな漁場を抱えており、平潟、大津、久慈、那珂湊、大洗、波崎などの沿岸漁業の拠点には、四季を通じていろいろな魚が水揚げされております。

また、10月23日には、「第8回全国豊かな海づ

くり大会」が大洗町で開催されました。さらに、11月1日には、「第8次漁業センサス」が実施されます。

そこで、今回は「茨城の水産業」についてまとめてみました。

2. 総生産量及び漁種別漁獲量

茨城県の海面漁業生産量は、北海道に次いで全

国第2位で全生産量の8.5%(923,193t)を占めております。(表一1、図一2)

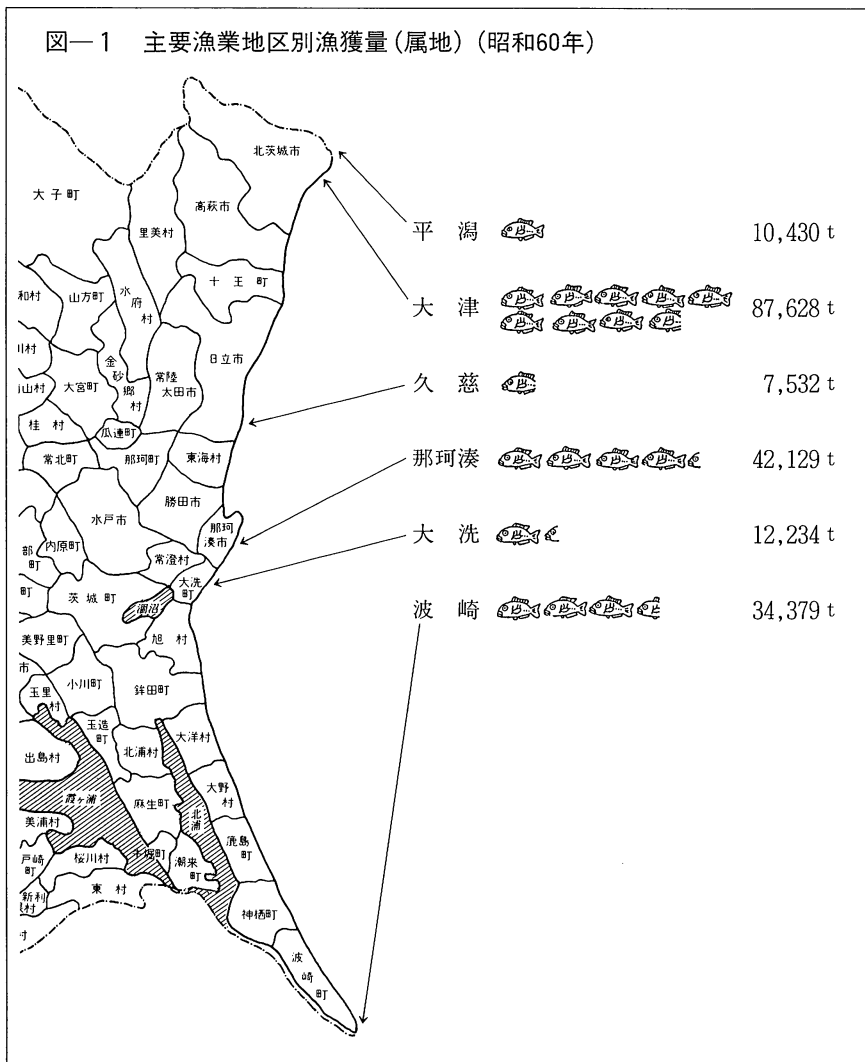
漁種別にみると、「まいわし」が、76万トンで全国第1位、「さば類」が、8.6万トンで長崎、静岡に次いで第3位、「さんま」が、1万トンで全国第7位となっており、以上の3漁種で本県の総生産量の93%に達しております。

(表一1、図一3)

3. 属人属地別比較

属人属地別に比較してみると、属人(総漁獲量)は92万トンで、属地(水揚量)は20万トンとその差

図一1 主要漁業地区別漁獲量(属地)(昭和60年)



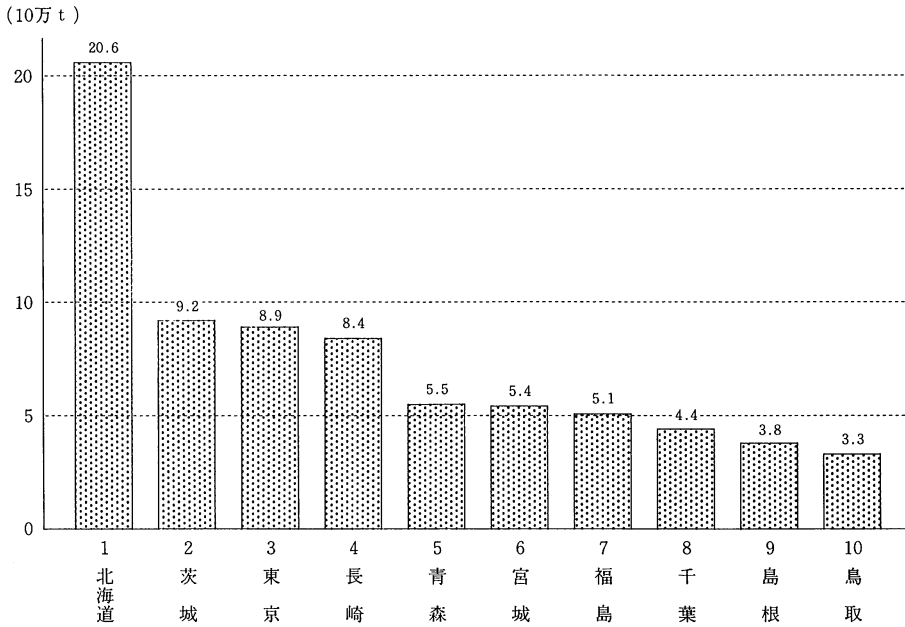
豊かな海づくり大会及び漁業センサスにちなんで
統計インフォメーションNo.15から

表一 1 都道府県別の比較(昭和60年)

(単位:トン)

都道府県	経営体総数	海面漁業生産量	まいわし	さば類	さんま
全 国	199 192	10 876 927	3 866 128	772 699	245 944
北 海 道	24 656	2 063 068	274 184	13 700	103 341
青 森	7 469	545 813	327 940	27 903	2 170
岩 手	7 884	286 521	130 519	17 301	12 436
宮 城	6 687	537 698	114 745	31 797	25 038
秋 田	1 401	14 221	136	98	0
山 形	677	10 313	9	15	652
福 島	1 437	509 227	339 111	41 434	34 028
茨 城	791	923 193	760 668	86 897	10 775
栃 木	—	—	—	—	—
群 馬	—	—	—	—	—
埼 玉	—	—	—	—	—
千 葉	5 961	441 410	290 174	32 366	25 274
東 京	1 318	890 027	9 289	8 977	154
神 奈 川	1 866	91 169	14 330	5 370	831
新 潟	3 403	143 032	83 762	10 470	1 799
富 山	914	42 419	1 033	223	3 288
石 川	3 432	133 913	53 382	9 119	1 489
福 井	2 131	29 292	5 337	4 675	0
山 梨	—	—	—	—	—
長 野	—	—	—	—	—
岐 阜	—	—	—	—	—
静 岡	4 218	316 008	62 699	93 252	9 557
愛 知	4 250	105 954	45 676	488	0
三 重	9 805	248 006	58 657	30 518	2 376
滋 賀	—	—	—	—	—
京 都	1 390	92 900	76 143	2 515	4
大 阪	783	67 563	34 278	32	0
兵 庫	5 447	106 270	6 751	1 134	0
奈 良	—	—	—	—	—
和 歌 山	4 494	72 442	4 791	10 716	280
鳥 取	1 406	328 009	266 774	18 906	0
島 根	4 223	378 889	244 868	25 735	20
岡 山	2 262	10 638	23	9	0
広 島	5 395	35 379	1 762	21	0
山 口	8 581	220 759	55 524	38 769	29
徳 島	3 098	50 630	4 649	2 360	0
香 川	3 385	58 771	254	605	11 313
愛 媛	9 461	177 175	42 958	26 823	0
高 知	5 023	130 799	13 632	9 233	136
福 岡	5 634	294 418	2 932	11 291	2
佐 賀	4 303	42 213	5 311	12 178	1
長 崎	17 092	836 653	324 589	143 186	386
熊 本	9 563	89 574	20 000	9 467	0
大 分	5 320	153 322	52 100	4 350	0
宮 崎	2 242	171 109	85 567	9 497	0
鹿 児 島	7 132	182 303	51 571	31 269	565
沖 縄	4 661	45 827	0	0	0

図一 海面漁業生産量(昭和60年)

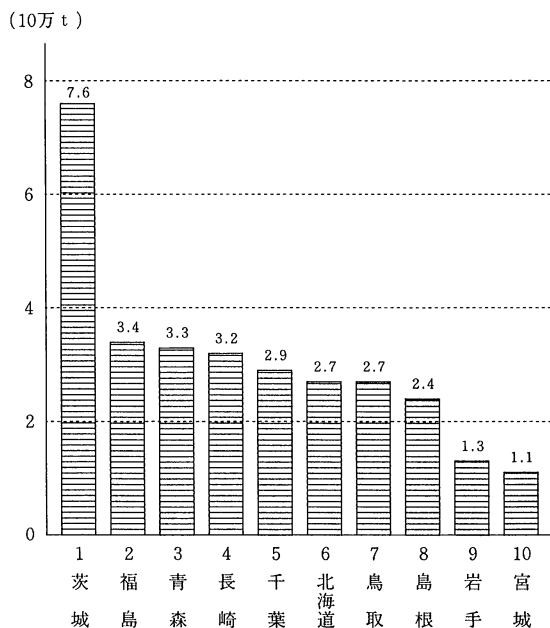


は72万トンもある。

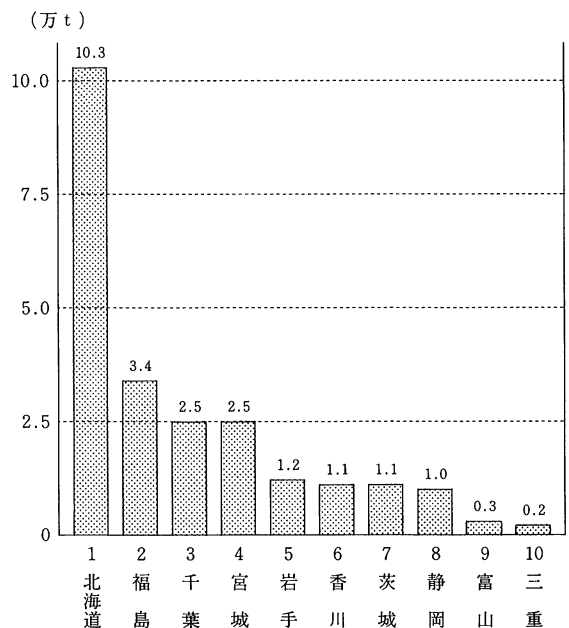
「まいわし」についてみると、属人(漁獲量)は76万トンで、属地(水揚量)は11万トンとなっており、茨城県船籍で漁獲した「まいわし」のほとんどが他県の漁港へ水揚げされていることがわかる。(表一1, 図一4)

図一 漁種別海面漁業生産量(昭和60年)

図一(1) まいわし

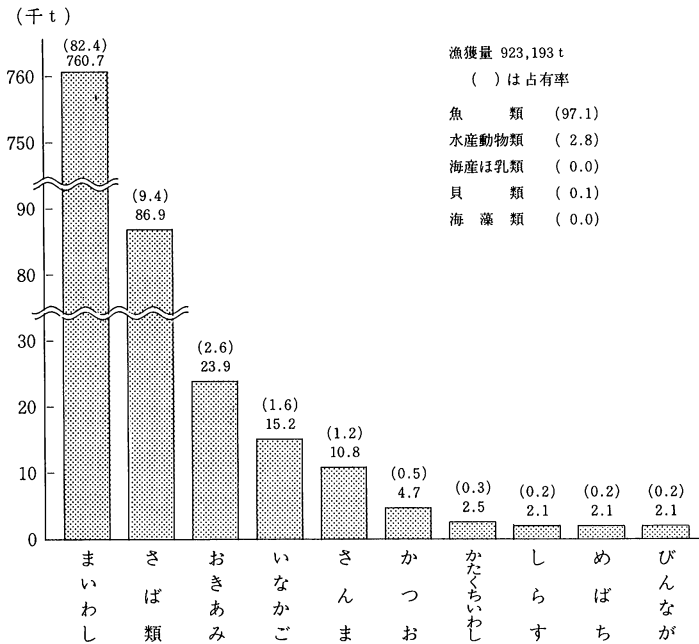


図一(2) さんま

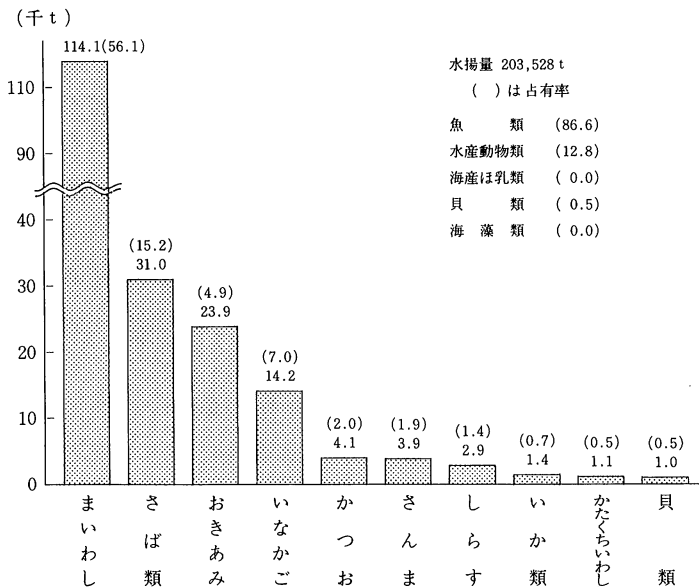


図一 4 属人，属地別比較（昭和60年）

図一 4—(1) 属 人

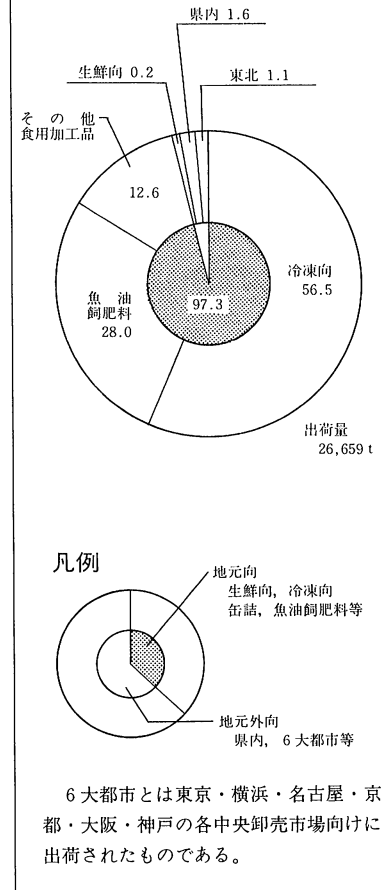


図一 4—(2) 属 地（昭和60年）



[注] 属人(漁獲量)とは、船の所属する漁港のある県に集計したものをいう。
属地(水揚量)とは、実際に水揚げをした漁港のある県に集計したものをいう。

図一 5 那珂湊港水揚げまいわし(生鮮)の出荷状況(昭和60年)



4. まいわしの出荷状況 (那珂湊港)

那珂湊港に水揚げされる「まいわし」について出荷状況を見ると全体の97.3%が地元内で、うちわずか0.2%が生鮮に回っているに過ぎない。

(図一5)

(統計課・農林経済グループ)